

## 折々の記 No171：新憲法制定を！

(H23/4/28 記)

昭和 27 年（1952）の本日、日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）が発効し、日本の主権が回復した記念すべき日である。来年は平和条約発効 60 周年という節目である。その節目までに、戦後日本を規定してきた現行憲法を改正して、新しい憲法を制定しようという平成 23 年度、「新しい憲法を制定する推進大会～「自立と共生」に向けて～」が憲政記念館で開催されたので、参加した。以下その概要と決議文を紹介したい。



- 1 主催 新憲法制定議員同盟（会長 中曽根康弘氏 幹事長 愛知和男氏）
  - 2 参加者 主催者の話では1, 200名
  - 3 第一部 記念講演 櫻井よしこ氏  
第二部 大会 国歌斉唱に引き続き会長、各党代表及び各種団体代表挨拶、  
大会決議  
社民党及び共産党を除く全政党の代表が参加、挨拶  
民主党：鳩山前総理、自民党：大島副総裁、公明党：白浜氏、  
みんなの党：柿沢氏、国民新党：亀井氏 たちあがれ日本：平沼氏
- 櫻井よしこ氏の講演要約(1600～1640)(山下の偏見と独断でまとめたものであり、必ずしも氏の講演のままではないことをお断りしておく。)
- ① 今般の大震災で気付いたこと：日本は大事なものを失っていなかった。  
助ける者も助けられる者も本当に日本人として立派であった。
  - ② 自衛隊、警察、消防の活動には感嘆する。
  - ③ 特に自衛隊は、栄誉を与えられることもなく、時に存在も否定されたが、被災者の痛みや悲しみに思いを致してベッドに寝ることなく土の上に寝袋で寝たり、自分達だけが温かい食事を摂る訳にはいかないと冷たい缶詰を食べた隊員諸官の姿に感動した。
  - ④ 東京消防庁ハイパーレスキュー佐藤隊長の奥さんとのメール交換「日本の救世主になって下さい」との話は涙なくして語れない
  - ⑤ 3つ目は、皇室の動きである。天皇皇后の国民を思われる姿は国民に深い感動を与えた。特に「雄々しくあって頂きたい」の言は、戦後全国巡幸された昭和天皇の御製にある「雄々しく」を踏まえたものであろう。
  - ⑥ 外国からの支援、特委に価値観を同じくする米国や台湾からの温かい支援は有難かった。中露からも支援はあったが、その一方で、領空侵犯すれすれの偵察活動や海自艦への異常接近を働くなどは国家とは何かを想起させる。

- ⑦ 今般の大震災で見せた国民や救援機関の動きは日本の明るい未来を予感させるが、政治は足踏み状態になっている。嘆かわしい。
- ⑧ 現行憲法は、自国の安全を他国に依存し、自国を守る気概もなく、正しく国家観が喪失している。これが国民に例えようのない不安を与えている。富国のみに狂奔した戦後日本から脱却すべき、貧しても気品ある日本を再生させるような憲法改正が必要だ。
- ⑨ 日本の憲法改正には非常に困難な壁があるので、まず憲法第96条の改正を行うことから始めたらどうだろうか？改正の必要性は概ね合意が出来ている筈だ。憲法改正条項の改正後に具体的な憲法改正を行えばいい。

○ 会長、各党代表挨拶等について

参加各党は、新しい憲法制定に若干の温度差はあるが前向きであると思うが、参議院の憲法調査会が設けられていないこと、政党によっては政党内に様々な意見があつて纏まりにくいので、現実的には困難な道のりなのだろう。

今般の大震災で露呈された国家の弱点、緊急事態への対応規定の欠如に多くの党が触れたのは有難いことであり、今次大震災が大きなエポックとなるような気がする。

○ 大会決議(長島昭久議員朗読、全会一致で採択)

憲法記念日を迎えるにあたり、本日ここに、われわれは、新しい憲法を制定する推進大会を開催し、各界各層、また全国各地から大勢の同志が参集した。

去る三月十一日、わが国は未曾有の災害に見舞われた。多くの犠牲者に、心から哀悼の意を表すると共に被災者に対して心よりお見舞い申し上げる次第である。

この災害に際し、はからずも現憲法の欠陥が明らかになった。即ち危機的状況への対応についてである。またこの災害はいち地方の問題ではなく、国家的災害である。

この災害からの復興は国家的課題であり、この復興を、新しい国づくりの第一歩と位置づける必要がある。

新しい国づくりの理念は憲法に盛り込まれるべきものであり、新しい憲法の理念に基づいて、新しい国づくりが進められる必要がある。

このような意味からも、われわれは、衆参両院に憲法審査会が早急に設置され、実質的活動をして、一日も早く国会で憲法の議論が始められるように、改めて強く願うものである。

新しい政権のもとでは、当面の政治課題に多くの議論が集中し、その影響もあつて、憲法に関する議論は低調になっていることは否めない事実である。

しかし、憲法に関する議論は、今こそ喫緊の課題であり、おろそかにすることは許されないことは言うまでもない。

本日の大会を機に、国会はもとより、全国各地で、また各界各層で、広く憲法に関する議論が活発に交わされ、これらが一日も早く結実して、将来をにらんだ新しい日本にふさわしい憲法が制定されることを切に念願するとともに、われわれがそれぞれの立場で行動を起こすことを誓い合うものである。

以上決議する。

平成23年4月28日

新しい憲法を制定する推進大会